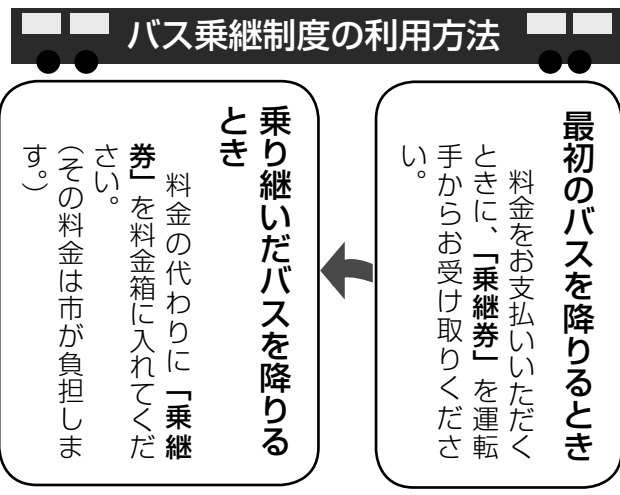


# バス・乗合タクシーをご利用ください

市では、多くの方にバス交通をご利用いただけるよう、4月から新しい方法でバスや乗合タクシーを運行しています。日ごろの買い物や通院など、お出かけの際には、安心・安全で低料金の高島市バス交通をぜひご利用ください。

バスを乗り継いで目的地のバス停までご利用の場合は、便利な「バス乗り継ぎ制度」をご利用ください！



- この制度は、次のバス停で乗り継がれる場合にご利用いただけます。  
小荒路・マキノ駅・マキノ支所前・近江中庄駅・近江今津駅・保坂(今津西小学校前)・朽木学校前・朽木支所前・安曇川駅・近江高島駅・新旭駅
- ★他のバス停では、この制度は受けられませんのでご注意ください。
- 朽木線、古賀線、若江線へ乗り継ぎをされる場合は、乗継券とは別に「利用促進券」が必要となります。ご利用される際には、前もって交通対策課または各支所、新旭振興室へお問い合わせください。

交通対策課 ☎(25)00508

## 冬の獣害対策が大切です

高島市は早場米地帯でもあることから、水稲の収穫後に発生するヒコバエ(二番穂のこと)は、野生獣にとって格好の餌場となっています。

特に、山に餌が少なくなる冬期は、集落周辺に頻繁に野生獣が出没するようになり、このまま放置しておくと、冬期が過ぎてもその場には餌があると学習し、1年を通して出没を繰り返し、農作物等に被害をもたらす原因となっています。



ヒコバエに群がるニホンザルの群れ

この冬に来年度の生産活動に向けて、野生獣を寄せ付けないよう対策を集落ぐるみで話し合い、一つずつ取り組んでいきます。

たかしま獣害対策協議会 事務局(農業振興課) ☎(25)85200

## 冬の節電にご協力をお願いします。

今夏に引き続き、この冬の電力供給についても、非常に厳しい需給状況となる見込みです。電力需要が高まると思われる下記の期間、節電にご協力いただきますようお願いいたします。

環境政策課 ☎(25)81200

- 期間 12月19日～3月23日の平日(12月29日～1月4日は除きます)
- 時間帯 9時～21時
- 節電の目安 昨年同月の使用最大電力を基準に10%以上

## 高島市環境放射線測定結果 10月分

詳しいデータは、高島市ホームページをご覧ください。



(単位  $\mu\text{Sv/h}$ )

地域	測定地点	10月平均値 (3日～31日のうち平日)
マキノ	マキノ支所前駐車場	0.062
今津	今津支所玄関北側	0.083
朽木	朽木支所前駐車場	0.068
安曇川	安曇川支所裏駐車場	0.049
高島	高島支所東駐車場	0.051
新旭	高島市役所北側玄関前	0.058

※市役所と各支所の前は「平日毎日測定」。その他の測定地点は「毎月第1・第3水曜日の2回測定」です。(その他の測定地点の測定結果は、ホームページをご覧ください。)

※測定値の単位は、 $\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト/時)です。

(参考)  
 $1,000\mu\text{Sv/h} = 1\text{mSv}$ (ミリシーベルト)  
 ※1年間に換算するには、表の数値を8,760倍(24時間×365日)してください。

### <日常生活と放射線>

- 一人あたりの自然放射線量(日本年間平均)  $1,500\mu\text{Sv/年}$  ※世界平均 $2,400\mu\text{Sv/年}$ 
  - ・宇宙から  $300\mu\text{Sv/年}$  ・大地から  $400\mu\text{Sv/年}$
  - ・食物から  $400\mu\text{Sv/年}$  ・呼吸から  $400\mu\text{Sv/年}$
- X線集団検診(1回)
  - ・胃の場合  $600\mu\text{Sv/回}$
  - ・胸の場合  $50\mu\text{Sv/回}$
- 航空機旅行(往復)
  - 東京～ニューヨーク間  $200\mu\text{Sv/往復}$
- 原子力発電所(軽水炉)周辺の線量目標値(年間)  $50\mu\text{Sv/年}$

原子力防災対策室 ☎(25)8133

## 11月15日～2月15日は狩猟期間です

### 狩猟に伴う事故に注意

県では、11月15日から翌年2月15日(二ホンヅカ)に限り3月15日)まで狩猟期間と定めています。

登山などで入山される方は、不慮の事故を防ぐためにも、目立つ服装で、なるべく登山道を外れないでください。また、「わな」などの仕掛けを見つけても絶対に近づかないでください。狩猟者は、法令やマナーを遵守し、事故防止に努めてください。

### 違法捕獲は、絶対ダメ

【違法捕獲等の防止】  
農業者が所有する囲いわなを使って農業者自らが農林業に対する被害を防止する場合は、狩猟免許および狩猟者登録を受けなくてもよいとする特例があります。しかし、箱わなを使う場合は、狩猟免許を所持したうえで、さらに滋賀県に対して狩猟税を納めて狩猟者登録を行わなければ、狩猟期間中に捕獲する行為は、違法となりますのでご注意ください。

滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所 市役所農業振興課 ☎(25)60303 ☎(25)85200